

4 広域計画策定委員会等設置要綱

○北アルプス広域連合広域計画策定委員会設置要綱

平成16年4月7日告示第10号

改正

平成21年4月27日告示第11号

平成29年2月7日告示第1号

令和元年12月11日告示第7号

(設置)

第1条 北アルプス広域連合規約(平成12年1月25日長野県指令11地第1061号)第5条に規定する広域計画を策定するため、北アルプス広域連合広域計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、広域計画の策定に関する調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員14名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 北アルプス広域連合関係市町村の職員 各2名
- (2) 北アルプス広域連合の区域に属する県現地機関担当 2名
- (3) 北アルプス広域連合の職員 2名

(任期)

第4条 委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

2 委員に事故あるとき、又は欠けたときは、広域連合長は、補欠の委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(課題別部会)

第7条 委員会に、課題別部会を置くことができる。

2 課題別部会について必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、事務局総務課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月27日告示第11号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月7日告示第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日告示第7号)

この要綱は、公布の日から施行する。

○北アルプス広域連合広域計画策定課題別部会設置要綱

平成16年5月27日告示第22号

改正

平成21年4月27日告示第12号

平成29年2月7日告示第1号

令和元年12月11日告示第8号

(設置)

第1条 北アルプス広域連合規約(平成12年長野県指令11地第1061号)第5条に規定する広域計画を策定するため、北アルプス広域連合広域計画策定委員会設置要綱(平成16年告示第10号)第7条の規定により北アルプス広域連合広域計画策定課題別部会(以下「部会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 部会は、広域計画の策定に関する調査及び研究を行う。

(組織)

第3条 部会は次のとおりとする。

- (1) 総務企画防災部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 環境衛生部会
- (4) 建設産業部会
- (5) 教育部会

2 部会委員は、北アルプス広域連合関係市町村及び北アルプス広域連合の担当部課長等のうちから広域連合長が委嘱する。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、広域計画策定の終了までとする。

2 部会委員に事故あるとき、又は欠けたときは、広域連合長は、補欠の部会委員を委嘱することができる。この場合において、当該委員の任期は、前任の部会委員の残任期間とする。

(部会長及び副部会長)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、部会委員が互選する。

2 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、事務局総務課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月27日告示第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年2月7日告示第1号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月11日告示第8号)

この要綱は、公布の日から施行する。